

石巻市発注工事のインフレスライド条項の適用について

石巻市では、東日本大震災において特に被災が大きい宮城県における賃金等の急激な変動に対応するため、石巻市発注工事に関して、工事請負契約約款第25条第6項の「インフレスライド条項」の運用を宮城県に準じて定め、下記のとおり同条項を適用します。

1 適用対象工事

石巻市が発注するすべての工事

ただし、残工期が2か月以上ある工事

(平成24年2月20日時点で残工期が2か月以上あり継続中の工事及び平成24年2月20日以降の新規契約で工期が2か月以上の工事)

2 請負額変更の方法

- (1) 対象 宮城県において、賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
- (2) 請負者の負担 残工事費の1%
- (3) 再スライド 可能(宮城県において、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

(参考)

- (1) 石巻市建設工事等執行規則の規定による工事請負契約書及び変更契約書の様式(平成17年告示第176号)

契約約款第25条第6項抜すい

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。